

平成23年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨

第2号議案 神戸国際港都建設計画 ごみ焼却場の変更について

- ・中央区港島中町の住民（意見書番号：1）

番号	提出者	意見書の要旨
1	中央区港島中町の住民	<p>1. 都市計画案に関する意見</p> <p>(1) 施設の規模、位置付けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初処理対象日量750 tから、将来のゴミ処理量や既存施設の老朽化等を勘案して600 tとしている。このことに関して要約書2-2-3では、将来のゴミ量を踏まえた廃棄物処理施設のあり方の検討が必要としている。この検討をまず行って、市全体の施設整備のあるべき姿を示しその後に港島クリーンセンターを含む各センターの施設、機能、大まかな能力を示した上で事業化へ進めるべきと思う。 ・港島クリーンセンターは大規模改修したばかりと聞いているが、全体の処理施設のあるべき姿を示さずに、11次と称して港島クリーンセンターの建設を先行しなければならない理由があるのであれば、そのことをはっきり説明すべきと考える。 ・加えて、荻藻島クリーンセンターなどで処理をしている廃棄物を、港島クリーンセンターに受け入れ処理することなどを明確にして地元説明をするべきであったと思う。 <p>(2) 騒音に係る環境影響評価のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る被害については、今回、新たに重要な身体面や健康面での公害としてとらえる必要があるとして、騒音の環境基準値が一概には人の健康を保護するための指針値とならないことを認識した上で、事業による環境影響の可能な限りの回避と低減を主軸とした評価を行うことが必要である。 <p>(3) 港島クリーンセンターの解体処理工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体事業に係るアセスが欠落している。居住区に近い焼却炉の解体工事には必須だと思う。跡地利用も含めた住民との意見交換が必要である。

1	中央区港島中町の 住民	<p>2. その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象日量750tを前提としたままで、処理方式検討委員会での議論や結論を総合的環境アセスメント制度の導入を推進する上で有用な事例となるとの見解には、異論がある。神戸市全体の廃棄物の収集運搬経費を含めた全体の処理コストや、アフターフェニックスを議論し再評価しないと有用な事例となりえないのではないかと。 ・ ポートアイランド内で過去に環境影響評価を行った神戸新交通ポートライナー延伸事業に係る事後調査結果を見ていただきたい。市民は、議事録でしか推測することはできないが、事後調査結果報告で「新規の車両が従来車両に比べて騒音が大きくなっている」、「修景が不十分」などの指摘があったにもかかわらず、結果として環境保全目標を下回っているとのことで、議論が打ち切られている。この事案を例にして、すでに事後調査を終了してしまった事業であっても、市が事業者となった事業を対象に率先垂範して、アセスの目的でもある環境への影響を最小限にするとの考え方で、関係者が環境保全上、最大限の努力を実施してきたかを再評価し、必要な措置を求めて頂きたい。
---	----------------	---